

文京区補助金等チェックシート

所属 資源環境部環境政策課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区アスベスト分析調査費助成金								
根拠規定等	文京区アスベスト分析調査費助成金交付要綱								
創設年月	平成	26	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	終了予定年月	H29.3
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号			
	09資源環境費	01環境対策	03公害対策費	01公害防止費	01公害防止指導	199			
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	大気汚染防止法の一部改正に伴い、建築物の解体工事等に際し、受注者に吹付け建材の事前分析調査が義務付けられたとともに、届出義務者が発注者に変更となった。この事前分析調査等の普及啓発を図るとともに、アスベスト飛散防止対策を一層促進するため、事前分析調査に係る費用を助成する。						
補助事業等の内容	建築物等の使用建材を把握するため、専門調査機関によるアスベストの事前分析調査に要した費用を助成する。						
補助対象経費の内容	吹付け建材のアスベスト事前分析調査						
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 建築物等の所有者、管理組合の代表者						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 { 補助率 } <input type="checkbox"/> 定額 { 補助額 }						
	<input type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価 単位 } <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕 250,000円を上限として全額補助 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕						
公募の状況							
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input checked="" type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 { }						
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	国 10/10	都	補助対象者
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由				

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	建物の解体、改修時以外にもアスベスト分析調査を促進し、アスベスト飛散防止対策の一助となる
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	実施計画「199公害防止指導」に適合している
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	B	アスベストの事前分析調査は、補助金の有無に関わらず実施しなければならないものである
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	大気汚染防止法の改正により、アスベスト分析調査義務が規定されており、マイナスの影響は特になし
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	補助金の申請は誰でも可能である
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	事前申請、調査完了報告等の際の書類審査を経て交付決定している
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	H26年度より法に規定された発注者の義務であり、代替策はない
	補助金の交付による効果が認められるか	A	解体、改修時以外にも吹き付けアスベストの分析調査をする一助となる
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	解体、改修時のアスベスト分析義務化の周知に役立った
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	分析調査を行うことで、アスベスト飛散防止対策を促進し、区民への健康被害を未然防止することができる
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか		
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	-	-	1	4
決算(予算)額	-	-	97	1,000
国庫支出金			0	1,000
都支出金			0	0
その他			0	0
一般財源			97	0
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	上限10件(2,500,000円)に対し、1件(97,000円)であった。			

5 課題及び今後の方向性

本事業は、国土交通省が実施している社会資本整備総合交付金を利用した事業であり、当該事業は、平成28年度で終了予定である。
平成26年6月に大気汚染防止法の改正により、全ての解体等工事において、吹き付けアスベストの事前分析調査は、義務付けされている。